

株 主 各 位

東京都台東区元浅草二丁目6番7号
太平洋興発株式会社
代表取締役社長 板垣好紀

第147期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、当社第147期定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、株主総会当日のご来場をお控えいただき、書面又はインターネットにより事前に議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

書面又はインターネットにより議決権を行使いただく場合は、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、2022年6月28日（火曜日）午後5時15分までに議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2022年6月29日（水曜日）午前10時（受付開始 午前9時）
 2. 場 所 東京都千代田区外神田一丁目18番13号 秋葉原ダイビル2階
秋葉原コンベンションホール
（末尾記載の「株主総会 会場ご案内」をご参照ください。）
 3. 目的事項
報告事項
 1. 第147期（2021年4月1日から2022年3月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第147期（2021年4月1日から2022年3月31日まで）計算書類報告の件
- 決議事項
- | | |
|-------|----------|
| 第1号議案 | 剰余金の処分の件 |
| 第2号議案 | 定款一部変更の件 |

以 上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

◎インターネットによる開示について

・次の事項は、法令及び当社定款第14条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載しておりますので、本通知書には記載していません。なお、本通知書の添付書類は、監査報告を作成するに際し、監査役及び会計監査人が監査をした対象の一部であります。

①連結計算書類の「連結注記表」 ②計算書類の「個別注記表」

・株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正をすべき事情が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイトにおいて、修正後の事項を掲載させていただきます。

当社ウェブサイト <https://www.taiheiyo.net>

新型コロナウイルス感染症の拡大防止への対応について

<株主様へのお願い>

- ・新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、株主総会当日のご来場をお控えいただき、書面又はインターネットにより事前に議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

<来場される株主様へのお願い>

- ・ご来場いただく株主様におかれましては、マスクの着用や消毒液等の使用にご協力をお願い申し上げます。
- ・会場受付前で非接触体温計により株主様の体温を測定させていただきます。37.5℃以上の発熱が見られる方、又は風邪の症状など体調不良とお見受けられる方は、ご入場の制限等をさせていただく場合がございますので、あらかじめご了承くださいますようお願い申し上げます。

<当社の対応について>

- ・役員及び株主総会運営スタッフは、マスク着用で対応させていただきます。
なお、議長については、議事進行にあたりお聞き苦しくならないよう、議長席にアクリル板を設置したうえでマスクを外して議事運営及びご回答をさせていただきます。
- ・受付や会場各所に、消毒液等を設置いたします。
- ・会場内はソーシャルディスタンス確保のため、座席数を減らし間隔を空けて準備いたします。
- ・お土産の配布は行いません。

今後の状況変化により、株主総会の運営方法に変更等が生じる場合には、当社ウェブサイト (<https://www.taiheiyo.net>) にてお知らせいたします。



議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆様の大変な権利です。
後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。
議決権を行使いただく方法は、以下の3つの方法がございます。

株主総会にご出席される場合



同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

日時 2022年6月29日（水曜日）午前10時（受付開始：午前9時）

書面（郵送）で議決権を行使される場合



同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、切手を貼らずにご投函ください。

行使期限 2022年6月28日（火曜日）午後5時15分到着分まで

インターネットで議決権を行使される場合



5ページの案内に従って、議案の賛否をご入力ください。

行使期限 2022年6月28日（火曜日）午後5時15分入力完了分まで

- ① 株主様以外の方による不正アクセス（“なりすまし”）や議決権行使内容の改ざんを防止するため、ご利用の株主様には、議決権行使サイト上で「パスワード」の変更をお願いすることとなりますのでご了承ください。
- ② 株主総会の招集の都度、新しい「議決権行使コード」及び「パスワード」をご通知いたします。
- ③ 議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用（インターネット接続料金・電話料金等）は株主様のご負担となります。また、スマートフォンをご利用の場合は、パケット通信料その他スマートフォン利用による料金が必要となりますが、これらの料金も株主様のご負担となります。

議決権行使書用紙のご記入方法のご案内

議決権行使書		株主番号 ○○○○○○○○	議決権の数 XX 個
○○○○	御中		

××××年 ×月××日			

○○○○○○○			

議案	第1号議案	議案	第2号議案
賛否表示欄	賛	賛否表示欄	賛
	否		否

1. _____

2. _____

3. _____

4. _____

(切取線)

スマートフォン用
議決権行使
ウェブサイト
ログインQRコード

見本

○○○○○○○

※議決権行使書用紙はイメージです。

こちらに議案の賛否をご記入ください。

第1号、第2号議案

- 賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 反対する場合 >> 「否」の欄に○印

書面（郵送）及びインターネットの両方で議決権行使をされた場合は、インターネットによる議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネットにより複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

インターネットによる議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法 「スマート行使」

議決権行使コード及びパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトへログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



「スマート行使」での議決権行使は1回に限り可能です。

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。

※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

議決権行使コード・ パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://www.web54.net>

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。



「次へすすむ」をクリック

- 2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



「議決権行使コード」を入力

「ログイン」をクリック

- 3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



「パスワード」を入力

実際にご使用になる新しいパスワードを設定してください

「登録」をクリック

- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォンの操作方法等がご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル

電話番号：0120-652-031 (フリーダイヤル)

(受付時間 9:00~21:00)

(添付書類)

事業報告

(2021年4月1日から
2022年3月31日まで)

I 企業集団の現況

1. 当事業年度の事業の状況

(1) 事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症のワクチン接種の促進や、感染拡大防止策を講じる中で、経済活動において持ち直しの動きが見られるものの、依然として収束の見通しが立たず厳しい状況が続いております。またロシア・ウクライナ情勢等の影響によるエネルギーや原材料価格の高騰等が懸念され、景気の先行きは不透明な状況で推移しております。

このような環境の下、当社グループは各事業分野において積極的な営業活動を展開し、収益基盤の強化と収益の確保に努めてまいりました。

この結果、当連結会計年度の連結業績につきましては、輸入炭の販売価格が上昇したこと等により、売上高は328億55百万円（前期比18.1%増）となりました。

また、利益面については船舶輸送の稼働率低下等により、経常利益は3億90百万円（同27.0%減）となり、親会社株主に帰属する当期純利益は、3億67百万円（同17.8%減）となりました。

事業区分別にみた営業の概要は次のとおりであります。

事業区分	売上高	
	当期	前期
	百万円	百万円
不動産事業	2,874	2,925
商事	19,806	13,284
サービス事業	5,189	5,356
建設工事	2,962	4,267
肥料事業	2,022	1,991
合計	32,855	27,825

(2) **設備投資の状況**

当連結会計年度中において実施した設備投資の総額は23億99百万円で、その主なものは、北海道釧路市における石炭灰泥状化処理設備の取得であります。

(3) **資金調達の状況**

当連結会計年度における主な資金調達として、当社が主要な借入先より石炭灰泥状化処理設備の取得資金として3億円、運転資金として20億80百万円を調達しております。

(4) **事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況**

該当事項はありません。

(5) **他の会社の事業の譲受けの状況**

該当事項はありません。

(6) **吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況**

該当事項はありません。

(7) **他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況**

該当事項はありません。

2. 直前3事業年度の財産及び損益の状況

(1) 企業集団の財産及び損益の状況

区 分	期	第144期 (2018年度)	第145期 (2019年度)	第146期 (2020年度)	第147期(当期) (2021年度)
売 上 高(百万円)		36,005	32,476	27,825	32,855
経 常 利 益(百万円)		738	493	535	390
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益(百万円)		291	464	446	367
1 株 当 たり 当 期 純 利 益 (円)		37.42	59.66	57.38	47.18
総 資 産(百万円)		43,897	43,691	43,674	44,646
純 資 産(百万円)		15,292	14,932	15,071	15,140

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式数により算出しております。また、期中平均発行済株式数については、自己株式数を控除して算出しております。
2. 第147期の損益の状況につきましては、「I 企業集団の現況 1. 当事業年度の事業の状況」に記載したとおりであります。
3. 当期から「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日）等を適用しており、財産及び損益の状況については、当該会計基準等を適用した後の数値となっております。

(2) 当社の財産及び損益の状況

区 分	期	第144期 (2018年度)	第145期 (2019年度)	第146期 (2020年度)	第147期(当期) (2021年度)
売 上 高(百万円)		24,371	19,565	16,267	22,676
経 常 利 益(百万円)		440	261	269	342
当 期 純 利 益(百万円)		338	311	302	425
1 株 当 たり 当 期 純 利 益 (円)		43.58	39.99	38.85	54.70
総 資 産(百万円)		32,011	32,203	33,033	34,040
純 資 産(百万円)		10,857	10,368	10,353	10,696

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式数により算出しております。また、期中平均発行済株式数については、自己株式数を控除して算出しております。
2. 当期から「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日）等を適用しており、財産及び損益の状況については、当該会計基準等を適用した後の数値となっております。

3. 重要な親会社及び子会社の状況

(1) 親会社の状況

該当事項はありません。

(2) 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の議決権比率	主要な事業内容
株式会社太平洋製作所	百万円 22	% 100	建設工事及び機械等の製造・修理
訓子府石灰工業株式会社	20	100	炭カル肥料等の製造販売
太平洋運輸株式会社	20	100	貨物自動車運送業
株式会社太平洋シルバーサービス	25	100	有料老人ホームの運営
新太平洋商事株式会社	71	73	港湾揚荷役作業及び倉庫業

(注) 当社は、2022年3月23日付で、太平洋運輸株式会社の株式を追加取得しております。

4. 対処すべき課題

今後のわが国経済の見通しは、新型コロナウイルス感染症拡大の防止策を講じつつ、社会経済活動において持ち直しの動きが期待されるものの、ロシア・ウクライナ情勢等の影響によるエネルギーや原材料価格の高騰等が懸念され、引き続き先行き不透明な状況が続くと見込まれます。

このような状況下、当社グループは「企業の社会的責任を果たしながら、積極的な事業活動を行い、人々の豊かな暮らしの実現に貢献する」という経営理念のもと、各事業分野において適切な事業の選択と集中を継続して行うとともに、経営の効率化を図り、安定的な経営基盤の確立を目指してまいります。

1. 既存事業分野への取り組み

当社グループを支える既存事業を強化し安定的な収益確保に取り組んでまいります。

不動産事業における不動産賃貸事業につきましては、既存物件の高稼働率の維持に注力します。また、マンション管理業につきましては、顧客満足度を高めマンション管理組合のニーズに応え新規受注の獲得を目指します。

商事事業につきましては、ペレット等のバイオマス関連事業規模を拡大していきたい、収益の確保に努めます。また、北海道釧路市におきまして、釧路火力発電所関連の諸事業の継続と新たな事業の受注を目指します。

サービス事業における有料老人ホーム事業につきましては、入居者のニーズに合った商品の多様化を図り、稼働率の向上に努めてまいります。

北海道での建設業、運輸業、計算事務等受託業、肥料等製造業のそれぞれの収益を着実に伸ばしてまいります。

2. 新事業分野への取り組み

新たな収益源を確保するため、新事業分野への取り組みを積極的に進めてまいります。

当社グループの社有地で賃貸等、新たな収益事業を創造してまいります。

3. コーポレートガバナンス充実への取り組み

当社グループは今後とも、コーポレートガバナンスの充実に取り組んでまいります。具体的にはコーポレートガバナンス・コードへの適切対応、内部統制システムの構築・運用、グループ企業行動指針等の遵守、リスク管理の適切運用等を行います。これらの実現のため、研修・教育等を役職員に実施いたします。

当社グループは、中期経営計画（2021年度から3年間）の達成に向け役職員一同取り組んでおります。

株主の皆様におかれましては、今後とも引続き温かいご理解と倍旧のご指導、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

5. 主要な事業内容（2022年3月31日現在）

事業区分	事業内容
不動産事業	マンションの分譲、戸建・住宅地の販売、マンション・ビルの賃貸及び管理、損害保険代理業、マンション・ビルの建築請負工事
商事事業	輸入炭・石油及び建築資材等の仕入販売並びに国内炭の販売受託、石炭等の仕入れに係る船舶・貨物輸送及び揚荷役作業
サービス事業	有料老人ホームの運営、事務・技術計算の受託及びコンサルタント業
建設工事事業	建設工事及び機械等の製造・修理業
肥料事業	炭カル肥料・消石灰・石粉の製造販売

6. 企業集団の主要拠点等（2022年3月31日現在）

(1) 当社

名称	所在地
本店	東京都台東区
釧路支店	北海道釧路市
札幌支店	北海道札幌市
帯広支店	北海道帯広市

(2) 重要な子会社

名称	本社所在地
株式会社太平洋製作所	北海道釧路市
訓子府石灰工業株式会社	北海道常呂郡訓子府町
太平洋運輸株式会社	北海道釧路市
株式会社太平洋シルバークサービス	東京都台東区
新太平洋商事株式会社	東京都台東区

7. 使用人の状況 (2022年3月31日現在)

(1) 企業集団の使用人の状況

使用人数	前期末比増減
689名	17名減

(注) 使用人数は常勤の就業人員数を記載しており、出向者及び臨時使用人を含みません。

(2) 当社の使用人の状況

使用人数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
234名	6名減	58.6歳	9.0年

(注) 使用人数は常勤の就業人員数を記載しており、出向者及び臨時使用人を含みません。

8. 主要な借入先及び借入額 (2022年3月31日現在)

借入先	借入額
	百万円
株式会社三菱UFJ銀行	3,044
株式会社北洋銀行	2,709
三井住友信託銀行株式会社	1,316

9. その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

II 会社の現況

1. 株式の状況 (2022年3月31日現在)

- | | | |
|--------------|-------|-------------|
| (1) 発行可能株式総数 | 普通株式 | 20,000,000株 |
| (2) 発行済株式の総数 | 普通株式 | 7,783,448株 |
| | (自己株式 | 4,167株を含む) |
| (3) 株主数 | | 5,590名 |
| (4) 大株主 | | |

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
	株	%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	891,100	11.45
天 塩 倉 庫 株 式 会 社	250,000	3.21
ク ロ ダ 株 式 会 社	240,000	3.09
DFA INTL SMALL CAP VALUE PORTFOLIO	171,500	2.20
太 平 洋 興 発 持 株 会	169,295	2.18
株式会社日本カストディ銀行(信託口)	168,100	2.16
三 井 住 友 信 託 銀 行 株 式 会 社	156,000	2.01
黒 田 み か	150,700	1.94
斉 丸 千 代	141,600	1.82
三 井 住 友 海 上 火 災 保 険 株 式 会 社	108,200	1.39

(注) 持株比率は自己株式を控除して計算しております。

(5) その他株式に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社役員 の 状況

(1) 取締役及び監査役の状況 (2022年3月31日現在)

会社における地位	氏 名	担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況
* 取 締 役 社 長	板 垣 好 紀	管理部門及び内部監査統制室担当
常 務 取 締 役	猿 子 満 彦	釧路支店長、釧路支店及び関連会社担当
取 締 役	山 本 崇	不動産管理部、札幌支店及び帯広支店担当
取 締 役	高 瀬 聡	燃料部長、燃料部担当
取 締 役	宮 下 怜	宮下公認会計士事務所 所長
取 締 役	藤 井 和 典	山王シティ法律事務所 共同代表弁護士
常 勤 監 査 役	小 山 内 茂 樹	
監 査 役	山 田 和 雄	
監 査 役	因 靖 夫	

- (注) 1. *印は代表取締役であります。
2. 取締役 宮下 怜、藤井 和典の両氏は、社外取締役であります。
3. 監査役 山田 和雄、因 靖夫の両氏は、社外監査役であります。
4. 当社は、社外取締役及び社外監査役全員を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役及び各社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限定額は、会社法第425条第1項に定める額としております。

(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、保険会社との間で、当社及び連結子会社の取締役及び監査役を被保険者とする、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、保険料は全額当社が負担しております。

当該保険契約の内容の概要は、被保険者が、その職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により保険会社が補填するものであり、1年毎に更新しております。次回更新時には同内容での更新を予定しております。

(4) 取締役及び監査役の報酬等

① 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、2021年2月24日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針を決議しております。

また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が当該決定方針と整合しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の内容は次のとおりです。

1. 基本方針

当社の取締役の報酬については、株主総会で承認を受けた報酬総額の範囲内で、企業価値の安定的かつ持続的向上に資する報酬体系に基づき支払うことを基本方針とする。

2. 基本報酬（金銭報酬）の個人別の報酬の額の決定に関する方針（報酬を与える時期または条件の決定に関する方針を含む）

当社の取締役（社外取締役を除く）の報酬は、月例の固定報酬とし、各取締役の職責及び業績の目標達成度等を勘案し、当社の「役員報酬基準」に基づき決定するものとする。また、社外取締役の報酬については、月例の固定報酬とし、社外取締役として期待される能力を発揮してもらうよう世間水準等から勘案し支払うこととする。

3. 個人別の報酬等の額の割合の決定に関する方針

当社は、上記基本方針に基づき業績連動報酬等及び非金銭報酬等は採用せず、全額金銭による固定報酬とする。

4. 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

当社は、2021年6月29日開催の取締役会において、代表取締役社長 板垣好紀に対し各取締役の報酬の額の決定を委任する旨の決議をしております。その権限の内容は、株主総会の決議で定める総額の範囲における各取締役の報酬の額としており、これらの権限を委任した理由は、当社全体の業績を俯瞰しつつ各取締役の担当事業の評価を行うには代表取締役社長が最も適していると判断したためであります。

② 当事業年度に係る報酬等の総額等

区 分	報酬等の総額	報酬等の種類別の総額			対象となる 役員の員数
		基本報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等	
取締役 (うち社外取締役)	79百万円 (9)	79百万円 (9)	—	—	6名 (2)
監査役 (うち社外監査役)	22 (10)	22 (10)	—	—	3 (2)
合 計 (うち社外役員)	102 (20)	102 (20)	—	—	9 (4)

- (注) 1. 使用人兼務取締役の使用人分給与は支給しておりません。
2. 取締役の金銭報酬の額は、1999年6月29日開催の第124期定時株主総会において月額10百万円以内（ただし、使用人分給与は含まれない）と決議いただいております。当該株主総会終結時の取締役の員数は、6名です。
3. 監査役の金銭報酬の額は、1999年6月29日開催の第124期定時株主総会において月額4百万円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時の監査役の員数は、3名です。

(5) 社外役員に関する事項

① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

社外取締役 宮下 伶氏は、宮下公認会計士事務所の所長であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。

社外取締役 藤井 和典氏は、山王シティ法律事務所の共同代表弁護士であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

	出席状況、発言状況及び社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
社外取締役 宮下 伶	当事業年度に開催された取締役会17回全てに出席しております。取締役会においては、公認会計士としての専門的な知識と見識に基づき社外取締役として、決議事項や報告事項について適宜発言を行っており、意見決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。
社外取締役 藤井 和典	当事業年度に開催された取締役会13回に出席しております。取締役会においては、弁護士としての専門的な知識と見識に基づき社外取締役として、決議事項や報告事項について適宜発言を行っており、意見決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。
社外監査役 山田 和雄	当事業年度に開催された取締役会17回全てに、監査役会12回全てに出席しております。取締役会においては、社外監査役として決議事項や報告事項について適宜質問をするとともに、必要に応じて社外の立場から発言を行っております。また、監査役会においては、社外監査役として行った監査の報告をし、他の監査役が行った監査について適宜質問をするとともに、必要に応じて社外の立場から発言を行っております。
社外監査役 因 靖夫	当事業年度に開催された取締役会17回全てに、監査役会12回全てに出席しております。取締役会においては、社外監査役として決議事項や報告事項について適宜質問をするとともに、必要に応じて社外の立場から発言を行っております。また、監査役会においては、社外監査役として行った監査の報告をし、他の監査役が行った監査について適宜質問をするとともに、必要に応じて社外の立場から発言を行っております。

3. 会計監査人の状況

(1) 名称

EY新日本有限責任監査法人

(2) 報酬等の額

	支 払 額
当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	47百万円
当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	47百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、会計監査人の監査報酬等の額について、前期の職務執行状況、今期の監査計画・監査体制、報酬見積りの算定根拠等を確認し、妥当なもの判断し、同意しております。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める事項に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、監査役会が会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

4. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

(1) 業務の適正を確保するための体制についての決議内容

当社が「取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制」として取締役会において決議した内容は次のとおりであります。

① 当社グループの取締役・使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- イ. 法令、定款及び社会規範を遵守するために太平洋興発グループ企業行動指針及び太平洋興発グループ企業行動基準を制定する。
- ロ. 法令遵守を徹底するため、経営トップのリーダーシップの下、「財務情報の適正性」「コンプライアンス遵守状況」「適時開示の実施状況」等を点検、改善に努める。
- ハ. 内部監査部門として内部監査統制室を設置し、法令遵守体制のチェックを行う。
- ニ. 当社総務部が主管となって、当社グループへ法令遵守等の実践周知徹底に当る。
- ホ. 当社は当社グループにおける法令遵守、リスク管理の充実を横断的に推進し、関係会社役員研修会等において、当社グループ全体で業務の適正を確保するための体制を構築する。また、当社内部監査統制室は関係会社の内部監査を実施し、結果と改善策を当社取締役会において報告する。
- ヘ. 法令及び定款違反行為等を防止するため太平洋興発グループ内部通報規程を制定し内部通報制度を運用する。
- ト. 反社会的勢力には毅然として対応し一切関係を持たず、反社会勢力及び反社会的勢力と関係ある取引先とは、いかなる取引も行わない。

② 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- イ. 取締役会規則、稟議規程及び文書管理規程に従い、取締役の職務執行に係る情報を文書又は電磁的媒体（以下、文書等。）に記録し、保存する。
- ロ. 取締役、監査役並びに内部監査統制室長は、これらの文書等を常時閲覧できるものとする。

③ 当社グループの損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- イ. 当社グループはリスク管理規程等に基づき業務別にリスクの洗い出しと対応策の立案を行っていく。
- ロ. 実際にリスクが発生したときの対応については、グループ経営危機管理規程、自然災害対応規程等に従って取締役は損失の軽減に努める。
- ハ. 当社の取締役会は当社グループのリスク管理に関する年度計画等を承認し、その計画の進捗状況の把握、改善策の指示を行う。

二、関係会社は損失の危険等が発生又は発生の恐れがある場合は、直ちに当社に当該内容・当社グループに与える影響等を報告することとしている。

④ 当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- イ. 取締役は、社員が全社的に業務目標とすべきアクションプランを期初に策定し、部店長会議にてその浸透を図る。
- ロ. 取締役はアクションプランの進捗状況を3か月に1回以上の頻度で確認し、状況に応じて必要な対策を打ち、経営の目標達成と効率化を実施する。
- ハ. 通常の業務に関しては、「業務分掌規程」・「職務権限規程」に則り担当業務の明確化と権限の移譲が行われ、各レベルの責任者が業務を遂行する。

⑤ 当社グループにおける業務の適正を確保するための体制

- イ. 関係会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制
当社は関係会社取締役会において関係会社各社の業務状況、決算状況等を四半期毎に報告させ助言指導する。関係会社は「関係会社管理規程」に基づき当社にあらかじめ関係書類の提出・報告を行うと共に、重要事項については当社の取締役会の承認を得る。
- ロ. 関係会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
当社グループは中期経営計画を策定し、社員への周知徹底と進捗管理を行う。

⑥ 当社の監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及び当該使用人の取締役からの独立性に関する事項及び当該使用人に対する監査役の指示の実効性の確保に関する事項

- イ. 監査役職務補助のため、監査役と協議の上、監査役を補助すべき使用人を置くことができる。監査役は、当該使用人に対し監査業務に必要な事項を指示することができる。
- ロ. 当該使用人が監査役の職務を補助するために行う業務については、取締役等の指揮命令を受けないこととする。
- ハ. 当該使用人の異動、評価等は監査役会の同意を得るものとする。

⑦ 当社グループの取締役等が監査役会又は監査役に報告をするための体制及び報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

- イ. 当社の取締役及び使用人並びに関係会社の取締役、監査役、使用人は次の場合、当社監査役会又は監査役に報告するものとする。
 - ・会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見したとき
 - ・重大な法令違反、定款違反があるとき
 - ・会社の重要な業務執行をするとき
 - ・コンプライアンス上重要な事項が発生したとき

- ロ. 当社及び関係会社は当社の監査役会又は監査役へ報告した者に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いをしないこととする。
- ハ. 内部監査統制室長は、内部監査の監査報告書を監査役会又は監査役に回覧する。

⑧ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- イ. 当社監査役は監査役監査基準に則り、代表取締役社長、各取締役、関係会社社長及び会計監査人との意見交換を行い、また、取締役会・部店長会議・情報開示委員会・関係会社取締役会等に出席して必要に応じて意見を述べる。
- ロ. 当社監査役は上記のほか、内部監査統制室長及び子会社監査役との連携を図っていく。
- ハ. 当社取締役は重要な決裁書類等については監査役に回付する。
- ニ. 当社は当社監査役がその職務の執行について生じる費用の前払い等の請求をしたときは、当該監査役の職務執行に必要でない認められた場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理する。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

- ① 当社は、当社及び関係会社において法令遵守の徹底を図るため、遵守状況の調査を年2回行っております。また、コンプライアンス意識の向上を図るため、当社におきましては階層別の社内研修を行い、関係会社におきましては役員等を対象としたセミナーを継続的に行っております。
- ② 当社及び関係会社におきましては、各社ごとに策定した「リスク管理規程」に基づきリスクを事前に回避するため、リスクの洗い出し、リスクへの対応策の立案・実施等リスク対策を実施しております。当社が中心となりグループリスク管理体制の構築・強化を図っております。
- ③ 当社は、当社及び当社グループの中期経営計画を策定し、当社グループの経営方針を明確にし、当社部店長会議及び関係会社取締役会において、周知徹底・進捗管理を行っております。
- ④ 当社の監査役は、代表取締役社長、各取締役、関係会社社長、会計監査人、内部監査部門等との意見交換を定期的に行い、また、重要な会議に出席、重要な書類を閲覧するなどして、監査の実効性の向上を図っております。

連結貸借対照表

(2022年3月31日現在)

科 目	金 額	科 目	金 額
〔資産の部〕	百万円	〔負債の部〕	百万円
流動資産	16,457	流動負債	14,922
現金及び預金	5,723	支払手形及び買掛金	3,268
受取手形	298	短期借入金	9,003
売掛金	3,944	1年内償還予定の社債	1,092
契約資産	26	リース債務	176
リース債権及びリース投資資産	472	未払金	231
未成工事支出金	12	未払法人税等	54
商品及び製品	5,171	未払消費税等	123
原材料及び貯蔵品	154	前受金	120
前払費用	203	契約負債	117
その他	458	預り金	213
貸倒引当金	△9	賞与引当金	224
固定資産	28,189	その他	295
(有形固定資産)	(24,312)	固定負債	14,583
建物及び構築物	9,325	社債	債権
機械装置及び運搬具	687	長期借入金	5,744
土地	13,967	リース債務	347
リース資産	258	受入保証金	3,440
建設仮勘定	29	長期未払金	58
その他	44	繰延税金負債	30
(無形固定資産)	(78)	再評価に係る繰延税金負債	832
その他	78	債務保証損失引当金	1,131
(投資その他の資産)	(3,798)	退職給付に係る負債	650
投資有価証券	917	資産除去債務	110
長期貸付金	2	その他	265
差入保証金	2,068	負債合計	29,505
繰延税金資産	435	〔純資産の部〕	
その他	382	株主資本	13,437
貸倒引当金	△8	資本金	4,244
資産合計	44,646	資本剰余金	3,380
		利益剰余金	5,816
		自己株式	△4
		その他の包括利益累計額	1,243
		その他有価証券評価差額金	418
		土地再評価差額金	832
		退職給付に係る調整累計額	△7
		非支配株主持分	460
		純資産合計	15,140
		負債純資産合計	44,646

連結損益計算書

(2021年4月1日から
2022年3月31日まで)

科 目	金 額
	百万円
売上高	32,855
売上原価	28,890
売上総利益	3,965
販売費及び一般管理費	3,333
営業利益	631
営業外収益	163
受取利息	0
受取配当金	32
不動産賃貸料	23
保険解約戻金	0
受取保険金	11
事業分当金	18
助成金収入	44
その他	33
営業外費用	404
支払利息	286
社債発行費	23
コミットメントフィー	27
その他	67
経常利益	390
特別利益	188
固定資産売却益	108
投資有価証券売却益	80
特別損失	12
固定資産売却損	6
固定資産除却損	4
減損	0
税金等調整前当期純利益	567
法人税、住民税及び事業税	122
法人税等調整額	57
当期純利益	387
非支配株主に帰属する当期純利益	20
親会社株主に帰属する当期純利益	367

招集ご通知

事業報告

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

連結株主資本等変動計算書

(2021年4月1日から
2022年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	4,244	3,347	5,880	△4	13,468
会計方針の変更による累積的影響額			△197		△197
会計方針の変更を反映した当期首残高	4,244	3,347	5,682	△4	13,270
当期変動額					
剰余金の配当			△233		△233
親会社株主に帰属する当期純利益			367		367
自己株式の取得				△0	△0
非支配株主との取引に係る親会社の持分変動		32			32
土地再評価差額金の取崩			△0		△0
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					
当期変動額合計	－	32	133	△0	166
当期末残高	4,244	3,380	5,816	△4	13,437

	その他の包括利益累計額				非支配株 主持分	純資産 合計
	その他有 価証券評 価差額金	土地再評 価差額金	退職給付 に係る調 整累計額	その他の 包括利益 累計額 合計		
当期首残高	283	832	△1	1,114	489	15,071
会計方針の変更による累積的影響額					△0	△198
会計方針の変更を反映した当期首残高	283	832	△1	1,114	488	14,873
当期変動額						
剰余金の配当						△233
親会社株主に帰属する当期純利益						367
自己株式の取得						△0
非支配株主との取引に係る親会社の持分変動						32
土地再評価差額金の取崩		0		0		－
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	135		△6	129	△28	100
当期変動額合計	135	0	△6	129	△28	266
当期末残高	418	832	△7	1,243	460	15,140

貸借対照表

(2022年3月31日現在)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)	百万円	(負債の部)	百万円
流動資産	10,402	流動負債	11,304
現金及び預金	2,277	支払手形	24
電子記録債権	107	買掛金	1,370
売掛金	2,556	短期借入金	6,946
リース債権	274	1年内返済予定の長期借入金	1,449
リース投資資産	102	1年内償還予定の社債	806
商品及び製品	4,772	リース債務	74
原材料及び貯蔵品	15	未払法人税等	185
前払費用	162	未払消費税等	29
未収入金	52	未払消費税	25
その他	82	前受金	109
貸倒引当金	△0	契約負債	104
固定資産	23,637	預り金	37
(有形固定資産)	(20,002)	賞与引当金	85
建物	7,385	その他	54
構築物	696	固定負債	12,040
機械及び装置	348	社債	1,691
船舶	7	長期借入金	4,707
工具、器具及び備品	9	受入敷金保証金	3,114
土地	11,444	リース債務	169
リース資産	111	長期未払金	58
(無形固定資産)	(61)	繰延税金負債	6
ソフトウェア	52	再評価に係る繰延税金負債	832
リース資産	4	退職給付引当金	263
その他	4	資産除去債務	21
(投資その他の資産)	(3,573)	債務保証損失引当金	1,131
投資有価証券	808	関係会社事業損失引当金	42
関係会社株式	391	その他	0
出資金	1	負債合計	23,344
従業員に対する長期貸付金	2	(純資産の部)	
長期前払費用	38	株主資本	9,469
敷金及び保証金	2,047	資本金	4,244
保険積立金	285	資本剰余金	3,336
その他	1	資本準備金	1,894
貸倒引当金	△4	その他資本剰余金	1,442
資産合計	34,040	利益剰余金	1,892
		利益準備金	5
		その他利益剰余金	1,887
		繰越利益剰余金	1,887
		自己株式	△4
		評価・換算差額等	1,226
		その他有価証券評価差額金	394
		土地再評価差額金	832
		純資産合計	10,696
		負債純資産合計	34,040

招集ご通知

事業報告

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

損 益 計 算 書

(2021年4月1日から
2022年3月31日まで)

科 目	金 額
	百万円
売 上 高	22,676
売 上 原 価	19,870
売 上 総 利 益	2,805
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	2,422
営 業 利 益	382
営 業 外 収 益	303
受 取 利 息	0
受 取 配 当 金	284
雑 収 入	19
営 業 外 費 用	343
支 払 利 息	262
社 債 発 行 費	23
コ ミ ッ ト メ ン ト フ ィ ー	27
雑 損 失	30
経 常 利 益	342
特 別 利 益	182
固 定 資 産 売 却 益	106
投 資 有 価 証 券 売 却 益	76
特 別 損 失	8
固 定 資 産 売 却 損	2
固 定 資 産 除 却 損	5
税 引 前 当 期 純 利 益	516
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	51
法 人 税 等 調 整 額	39
当 期 純 利 益	425

株主資本等変動計算書

(2021年4月1日から
2022年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株主資本						
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計
当期首残高	4,244	1,894	1,442	3,336	5	1,694	1,700
当期変動額							
剰余金の配当						△233	△233
当期純利益						425	425
自己株式の取得							
土地再評価差額金の取崩						△0	△0
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）							
当期変動額合計	－	－	－	－	－	192	192
当期末残高	4,244	1,894	1,442	3,336	5	1,887	1,892

	株主資本		評価・換算差額等			純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	土地再評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	△4	9,276	243	832	1,076	10,353
当期変動額						
剰余金の配当		△233				△233
当期純利益		425				425
自己株式の取得	△0	△0				△0
土地再評価差額金の取崩		△0		0	0	－
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）			150		150	150
当期変動額合計	△0	192	150	0	150	342
当期末残高	△4	9,469	394	832	1,226	10,696

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2022年5月23日

太平洋興発株式会社

取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 山村 竜平
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 大屋 誠三郎
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、太平洋興発株式会社の2021年4月1日から2022年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、太平洋興発株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び取締役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2022年5月23日

太平洋興発株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指有限責任社員 公認会計士 山村 竜平
業務執行社員

指有限責任社員 公認会計士 大屋 誠三郎
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、太平洋興発株式会社の2021年4月1日から2022年3月31日までの第147期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2021年4月1日から2022年3月31日までの第147期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査統制室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制(内部統制システム)について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」(会社計算規則第131条各号に掲げる事項)を「監査に関する品質管理基準」(平成17年10月28日企業会計審議会)等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表)及びその附属明細書並びに連結計算書類(連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表)について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。今後とも継続的な内部統制システムの整備・充実が重要と考えます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年5月24日

太平洋興発株式会社 監査役会
 常勤監査役 小山内 茂 樹 ㊟
 社外監査役 山 田 和 雄 ㊟
 社外監査役 因 靖 夫 ㊟

以 上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

当社は、財務体質の強化を図り安定的な経営基盤の確立を目指し、株主の皆様に対して安定的に配当を実施することを基本方針としております。

当期の期末の剰余金の配当につきましては、中期経営計画で定めた当社当期純利益の60%以上を目途に配当するとの方針に基づき、また、当期の業績及び今後の事業展開等を勘案し、以下のとおりといたしたいと存じます。

1. 配当財産の種類
金銭といたします。
2. 配当財産の割り当てに関する事項及びその総額
当社普通株式1株につき金33円 配当総額 256,716,273円
3. 剰余金の配当が効力を生じる日
2022年6月30日

第2号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されることに伴い、株主総会資料の電子提供制度が導入されることとなりますので、次のとおり定款を変更するものであります。

- (1) 株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる旨を定款に定めることが義務付けられることから、変更案第14条第1項を新設するものであります。
- (2) 株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる事項のうち、書面交付を請求した株主に交付する書面に記載する事項の範囲を法務省令で定める範囲に限定することができるようにするため、変更案第14条第2項を新設するものであります。
- (3) 株主総会資料の電子提供制度が導入されますと、現行定款第14条の規定は不要となるため、これを削除するものであります。
- (4) 上記の新設及び削除される規定の効力に関する附則を設けるものであります。なお、本附則は期日経過後に削除するものいたします。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線部分は変更箇所を示しております。)

現 行 定 款	変 更 案
第14条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。	(削 除)

現 行 定 款	変 更 案
(新 設)	第14条 <u>当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる。</u> <u>2 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求をした株主に対して交付する書面に記載することを要しないものとする。</u>
(新 設) (新 設)	附 則 第 1 条 <u>現行定款第14条の削除及び変更定款第14条の新設は、2022年9月1日から効力を生ずるものとする。</u> <u>2 前項の規定にかかわらず、2022年9月1日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、現行定款第14条は、なお効力を有する。</u> <u>3 本条の規定は、2022年9月1日から6か月を経過した日又は前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</u>

以 上

× 毛

A series of 18 horizontal dashed lines for writing.

× 毛

A series of 18 horizontal dashed lines for writing.

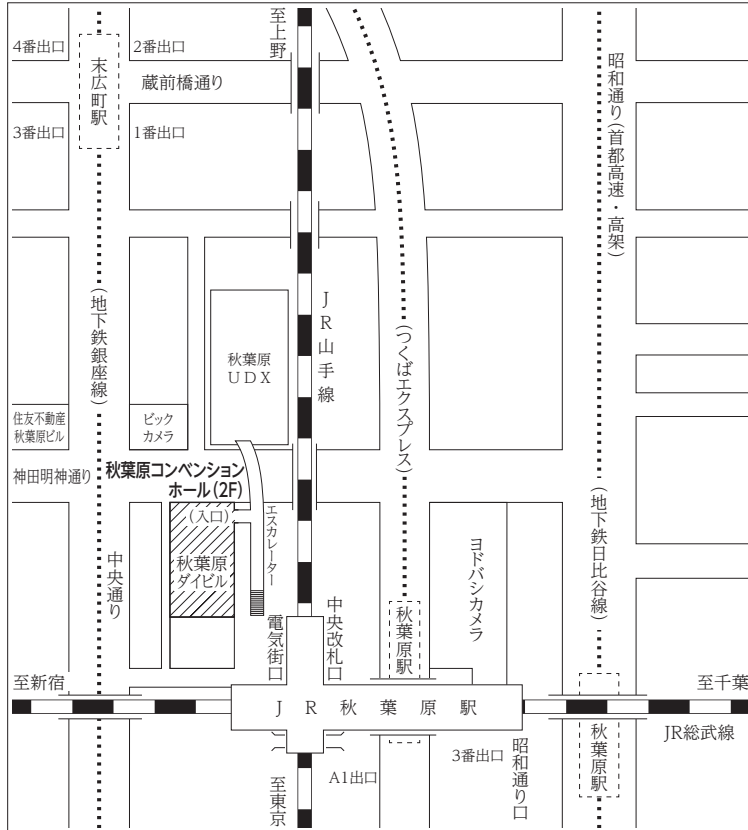
メ 毛

A series of horizontal dashed lines for writing, consisting of 18 lines spaced evenly down the page.

株主総会 会場ご案内

会場 東京都千代田区外神田一丁目18番13号 秋葉原ダイビル2階
秋葉原コンベンションホール

交通 J R：秋葉原駅 電気街口から徒歩約1分
地下鉄：日比谷線秋葉原駅 3番出口から徒歩約4分
銀座線末広町駅 1番または3番出口から徒歩約3分
つくばエクスプレス：秋葉原駅 A1出口から徒歩約3分



*当日は駐車場のご用意がございません。公共交通機関をご利用くださいますようお願い申し上げます。



見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。